

平成20年4月21日
消 防 庁

ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターのホームページへの掲載について

ガソリン等については、買いだめ行為により、防火安全上支障がある事態の発生が危惧されています。

そこで、消防庁は、全国農業協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会と共同で、ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターを作成し、総務省消防庁のホームページ（ウェブサイト www.fdma.go.jp）に掲載しました。また、当該啓発用ポスターを啓発用資料として積極的に活用することについて、別紙のとおり各都道府県消防防災主管部長等あてに通知しました。

<資料>

[別紙「ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターのホームページへの掲載について」](#)



[お問い合わせ先]

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐
安藤係長

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

別 紙

消防危第 157号

平成20年4月21日

各都道府県消防主管部長 } 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターのホームページへの掲載について

石油連盟及び全国石油商業組合連合会と共同で作成した啓発用ポスター及び当該啓発用ポスターのリーフレット版については、「ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターのホームページへの掲載及び当該啓発用ポスターのリーフレット版の送付について」（平成20年4月4日付け消防危第144号）により、積極的な活用をお願いしているところですが、このたび、全国農業協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会と共同で別添のとおり周知用ポスターを作成しました。

つきましては、当該啓発用ポスター（PDF形式ファイル）についても総務省消防庁ホームページ（ウェブサイト www.fdma.go.jp）のトップページに掲載しましたので、啓発等の資料として積極的に活用願いますとともに、貴職におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

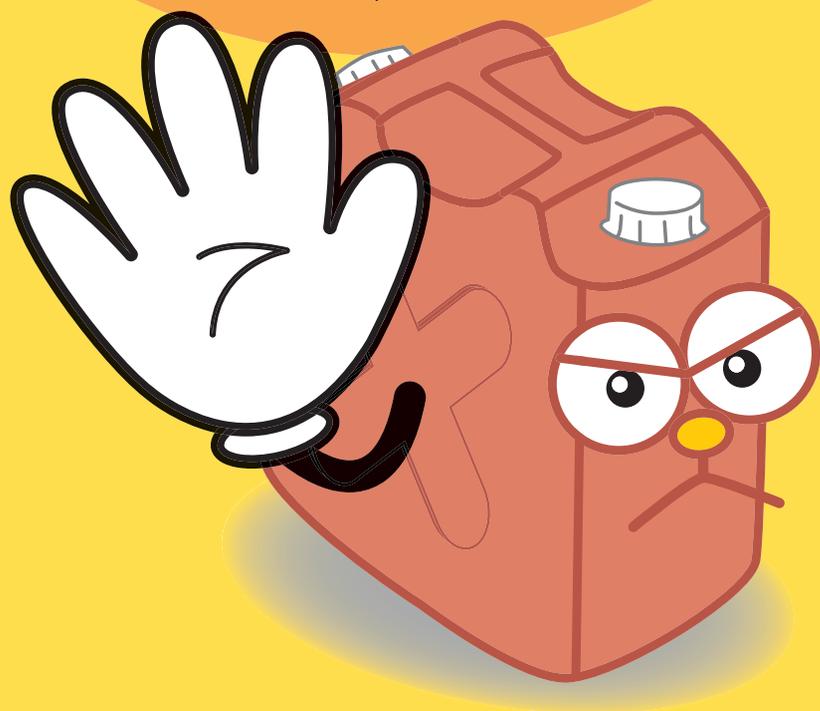
消防庁危険物保安室 加藤課長補佐
安藤係長

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

ポリ容器に
ガソリンを入
れることは
大変危険で
す。

ボクにガソリンを
絶対にいれないで!!



揮発性の高いガソリンをポリ容器に入れることは、
法律で禁止されています。

